

令和8年 No.56

○東京学芸大学学術情報会議規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

東京学芸大学学術情報会議の定足数の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年7月8日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学術情報会議規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年7月9日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

令和8年規程第20号

東京学芸大学学術情報会議規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学術情報会議規程（平成20年規程第5号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学術情報会議規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学学術情報会議の定足数の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (会議) 第7条 学術情報会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第2号及び第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年7月9日から施行する。</u>	〔省略〕 (会議) 第7条 学術情報会議は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、<u>第4条第2号の委員全員の出席がなければ</u>、会議を開くことができない。ただし、第4条第2号及び第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 〔省略〕